

甲賀市空家等の活用、適正管理等に関する条例（概要）

目的（第1条）

法に定めるもののほか、空家等の発生の予防、活用及び適正管理並びに跡地の活用（以下「空家等の活用等」という。）について、必要な事項を定め、空家等対策を総合的に推進し、安心かつ安全な生活環境の確保、地域社会の活性化、まちづくりの活動の促進及び地域の良好な景観の保全に寄与することを目的とします。

定義（第2条）

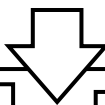
- ・法で定義するもののほか、建築物、跡地、地域コミュニティ組織、事業者、市民等を定義
※地域コミュニティ組織とは、区・自治会及び自治振興会その他の地域住民が公益的な活動を行うために組織する団体をいいます。
- ・特定空家等は、特定空家等判定基準に該当する空家等

基本理念（第3条）

市、地域コミュニティ組織、空家等の所有者等、事業者及び市民等は次に掲げる事項を基本理念として、空家等の活用等に取り組むものとする。

- (1) まちを構成する重要な要素である建築物の利用及び管理を図ること。
- (2) 空家等は、地域社会の有用な資源として、活用を図ること。
- (3) 空家等の活用等は既存建築物の保全、活用・流通促進の見地から推進すること。
- (4) 空家等の発生予防、空家等及び跡地の活用は地域社会活性化の観点から推進すること。

基本理念にのっとり、それぞれの責務・役割を果たすよう努める



市の責務（第4条）

- ・空家等の活用等の総合的な推進
- ・空家等の活用等への空家等の所有者等、事業者、市民等及び地域コミュニティ組織の参加及び協力の促進
- ・活用及び流通に関する支援の実施

市民等の責務（第7条）

- ・空家等の活用等への協力
- ・空家等の発生の予防

空家等の所有者等の責務（第5条）

- ・空家等の活用及び適正管理

事業者の責務（第6条）

- ・空家等及び跡地の活用及び流通の促進

地域コミュニティ組織の役割（第8条）

- ・空家等の状況及びその所有者等に関する情報の把握への協力

相互の協力（第9条）

市、空家等の所有者等、事業者、市民等及び地域コミュニティ組織は、相互に、その果たす役割を理解し、協力する。

基本的施策（第10条）

市は以下に挙げる事項を基本的施策とし、空家等対策に取り組む。

- ・空家等及び跡地の所有者等からの相談への対応、情報提供・助言などの支援
- ・地域コミュニティ組織が行う空家等の活用等への支援及び連携
- ・空家等の所有者等、事業者、市民等及び地域コミュニティ組織の間の相互理解の増進及び交流の促進のための措置
- ・空家等の活用等を総合的に推進するために必要な体制の整備

空家等の活用等

空家等の発生の予防（第11条）

- ・建築物の所有者等は、空家等の発生を予防するために必要な措置を講じるよう努める。
- ・市は、良質な住宅の普及の促進及び既存建築物の保全などのために必要な措置を講じる。

空家等の適正な管理（第13条）

- ・空家等の所有者等は、空家等が管理不全状態とならないように、自らの責任において、適正な管理に努める。
- ・空家等の所有者等は、空家等が管理不全状態にある場合は、自らの責任において、直ちに管理不全状態を解消する。

適正に管理されていない場合



助言及び指導（第14条）

市長は、管理不全状態にある空家等又は管理不全状態になるおそれがある空家等については、その所有者等に助言及び指導を行う。

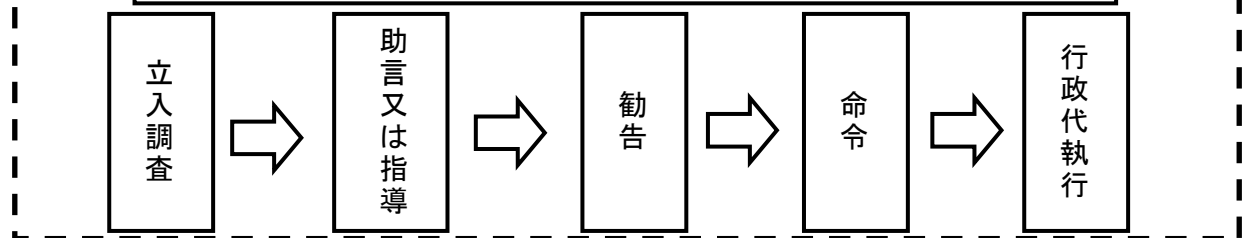
管理不全状態とは、次のいずれかに該当する状態をいいます。

- ・そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれがある状態
- ・そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態
- ・適切な管理が行われてないことにより著しく景観を損なっている状態
- ・その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態

空家等が管理不全状態にある場合



空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく措置



甲賀市空家等対策協議会

協議会の設置（第16条）

地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、甲賀市空家等対策協議会を置く。

協議会の担任する事務（第17条）

空家等対策に関する事項の調査及び審議

協議会の組織（第18条）

市長のほか、委嘱を受けた市民、法務、不動産、建築等に関する知識経験を有する者

報告の徴収（第19条）

建築物等の所有者等に、使用及び管理の状況について報告を求めることができる。